

## 仙台市意思疎通支援者派遣事業実施要綱

(平成28年3月29日 健康福祉局長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は仙台市とする。

### (事業の委託及び監督等)

第3条 市長は、本事業の全部又は一部を市長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に委託することができる。

- 2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による市長の監督を受け、市長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

### (意思疎通支援者)

第4条 本事業により派遣を行う手話通訳者及び要約筆記者は、仙台市障害者社会参加推進事業実施要綱（平成18年9月26日健康福祉局長決裁）第9節5（2）の規定による登録者名簿に登録した手話通訳者及び要約筆記者（以下「意思疎通支援者」という。）とする。

### (意思疎通支援者の責務)

第5条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務（この要綱に基づき行う意思疎通の支援活動をいう。以下同じ。）を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
  - (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。
- 2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

### (派遣対象者)

第6条 この事業の派遣対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する聴覚障害者等
- (2) 市内に所在地があり、市内における障害者福祉の増進を図ることを主たる目的とす

る団体であって、聴覚障害者等を主たる構成員とするもの

- (3) 前2号に定める者のほか、市長が意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記が必要であると認めた者

(派遣の内容等)

第7条 意思疎通支援者の派遣は別表第1から第3に定める事項について実施するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、原則として派遣は実施しない。

- (1) 政治団体の活動（特定の政党の政治的活動や集会等）
- (2) 宗教団体の活動（宗教的な活動や集会等）
- (3) 企業の営利活動（企業・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等）
- (4) その他社会通念上派遣することが適切でないと認められる活動

(派遣の区域)

第8条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、市内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を市外に派遣することができるものとする。ただし、市長は、当該派遣先が遠隔地である等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、都道府県又は他市町村の登録手話通訳者又は要約筆記者を依頼して派遣することができるものとする。

- 3 市長は、必要であると認めるときは、通信機器を用いた遠隔による手話通訳者の派遣を、手話通訳事業（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第2項に規定する手話通訳事業をいう。）を行う団体に依頼することができるものとする。

(派遣の申請)

第9条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第6条第1号に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその家族等
- (2) 市内に所在地があり、市内における障害者福祉の増進を図ることを主たる目的とする団体であって、聴覚障害者等を主たる構成員とするもの
- (3) 市内に所在地があり、市内における地域の福祉の増進を図ることを主たる目的とする団体であって、聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳または要約筆記を必要とするもの

- 2 意思疎通支援者の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（以下「休日等」という。）を除く。）前（7日前が休日等である場合は、その直前の平日）までに、仙台市意思疎通支援者派遣申請書兼派遣決定（却下）通知書（手話通訳者の派遣を申請する場合は様式第

1-1号。要約筆記者の派遣を申請する場合は様式第1-2号。以下「派遣申請書兼通知書」という。)により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

3 前項の規定による申請の受付時間は、8時30分から17時00分とする。

#### (派遣の決定)

第10条 市長は、前条の派遣申請書兼通知書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、派遣申請書兼通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により意思疎通支援者の派遣を認めるときは、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、仙台市意思疎通支援依頼書兼決定通知書(様式第2号)により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

#### (申請者の費用負担)

第11条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

#### (派遣の停止等)

第12条 市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたと認められるときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

#### (報告等)

第13条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに仙台市意思疎通支援者派遣業務報告書(様式第3号。以下「業務報告書」という。)を作成し、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、意思疎通支援者派遣台帳(様式第4号)に、意思疎通支援者の派遣状況を記録するものとする。

#### (派遣の報酬等)

第14条 市長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表第4で定める基準により、報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。ただし、第8条第2項ただし書きの規定により都道府県又は他市町村に登録手話通訳者又は要約筆記者の派遣を依頼した場合の報酬等は、当該自治体で定める基準に準じるものとし、同条第3項の規定により手話通訳事業を行う団体の登録手話通訳者を派遣した場合の報酬は、当該団体で定める基準に準じるものとする。

(事業の実施)

第15条 この事業は、予算の範囲内において実施するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年6月29日改正)

この改正は、平成28年7月1日から実施する。

附 則 (平成30年3月23日改正)

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年3月29日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年11月19日改正)

この改正は、令和2年11月27日から実施する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年3月23日改正)

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則 (令和6年3月29日改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和8年3月25日改正)

この改正は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第7条関係）

第9条第1号に掲げる者による申請

派遣対象事項		派遣の対象外となる事項
種別	具体例	
医療、保健	医療機関での診察、健康診断を受診する場合	
職業、労働	就職面接、職場内相談に必要な場合	業務に関わる話し合い （依頼者自身の問題などについて職場において話し合いを行うのに必要な場合のみ派遣対象とする）
司法、警察	交通違反、交通事故等の事情聴取等に応じる場合	
	各種相談窓口（弁護士含む）に行く場合	
福祉、行政	行政機関や福祉団体等の設置する相談窓口に行く場合	
	障害者福祉を広く推進することを目的とした会合等に参加する場合	参加費等の徴収を行うもの
教育、育児	保育所、学校等の授業参観、入学卒業式、面談等	
	本人が通う学校での単発の行事等で、学校側が用意するのが困難な場合	
文化、教養	講演・研修等に参加する場合	仕事・商売など業務の延長上のもの 講師として招かれた場合 複数回に及ぶ研修等（注）
	講座等を受講する場合	仕事・商売など業務の延長上のもの 複数回に及ぶ趣味の講座等（注）
	免許取得や更新の際の事務手続き	
生活、地域活動	冠婚葬祭	
	町内会等、地域社会で生活する上で必要な集会等に参加する場合（例：防災訓練など）	
	扶養・同居親族に関わる手続き等（例：家族の入院手続き等）	
	金融機関等で口座開設など一般的な手続きをする場合	
	生活上必要な手続きや買物であって、詳しい説明など業者や相手方とのコミュニケーションが不可欠であり、かつ先方から通訳などの補助を得られない場合 （例：電話・インターネットの手続き・家電製品の購入など）	
スポーツ、レクリエーション	各種スポーツ大会、レクリエーション活動等に参加する場合	連続・定期的なもの（注） 大会要項等のないスポーツ大会
注 複数回に及ぶ活動であっても、申請者の申し出により、必要最低限と認められる範囲で派遣を行うことができる。		

別表第2（第7条関係）

第9条第2号に掲げる者による申請

派遣対象事項		派遣の対象外となる事項
種別	具体例	
司法、警察	交通違反、交通事故等の事情聴取等に応じる場合	団体としての活動中に起きた事案ではないものに係る聴取等
	各種相談窓口（弁護士含む）に行く場合	団体の活動とは無関係であるもの
福祉、行政	行政機関や福祉団体等の設置する相談窓口に行く場合	団体の活動とは無関係であるもの
	障害者福祉を広く推進することを目的とした会合等を主催する場合	参加費等の徴収を行うもの
文化、教養	団体の運営上、必要な講演・研修等に参加する場合	講師として招かれた場合
生活、地域活動	町内会等、地域社会で生活する上で必要な集会等に参加する場合（例：防災訓練など）	
	金融機関等で口座開設など、団体の運営上必要かつ一般的な手続きをする場合	
	その活動上必要な手続きや買物であって、詳しい説明など業者や相手方とのコミュニケーションが不可欠であり、かつ先方から通訳などの補助を得られない場合 （例：電話・インターネットの手続き・情報機器の購入など）	
	聴覚障害者等が社会生活を営むにあたり必要な知識等を習得することを主たる目的とした教室等を主催する場合 （例：生活訓練、セミナー）	参加費等の徴収を行うもの、団体の関係者のみが参加できるもの
	聴覚障害者等が社会生活を営むにあたり重要な、公的機関等との意見交換会等を主催する場合	
	広く市民向けに、障害に対する理解を促進することを目的とした活動を主催する場合	参加費等の徴収を行うもの

別表第3（第7条関係）

第9条第3号に掲げる者による申請

派遣対象事項		派遣の対象外となる事項
種別	具体例	
福祉、行政	障害者福祉を広く推進することを目的とした会合等を主催する場合	参加費等の徴収を行うもの
生活、地域活動	町内会等、地域の福祉を増進する上で必要な集会等を主催する場合（例：防災訓練など）	

別表第4（第14条関係）

1 報酬

活動時間	金額
1時間	2,200円

備考

- (1) 活動時間は、1月ごとに集計する。
- (2) 集計した活動時間に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、1回の派遣での活動時間が1時間に満たない場合は、これを1時間に切り上げる。
- (3) 活動時間は、待ち合わせ時間から業務の終了時間までとする。この場合において、待ち合わせ時間から業務の開始時間までの準備及び打ち合わせに要する時間の上限は、1時間とする。

2 交通費

区分	支給額
公共交通機関	自宅から派遣先の往復にかかる公共交通機関の運賃相当額（市内移動分に限る。）
自家用車	距離に応じた燃料費相当額（市内移動分に限る。）

備考

- (1) 自家用車の利用は、意思疎通支援者の自宅から意思疎通支援業務実施場所までの距離が往復2キロメートル以上であり、かつ、原則として公共交通機関の利用が困難と認められる場合に限る。
- (2) 自家用車を利用する場合の燃料費相当額は、職員の旅費等に関する条例（昭和27年仙台市条例第32号）第18条に定める車賃相当額とする。